



各主体の役割

住民・NPOの役割

- 地域の景観に関心を持ち、どのような景観にしていきたいかを考える
- 日常生活の中で、進んで地域の景観を保全し、魅力ある景観づくりを実践する
- 地域が行う景観づくりに関する活動、行政が実施する良好な景観づくりに関する施策や事業に積極的に参加・協力する



きづく・かんじる

事業者・関係団体の役割

- 事業活動にあたっては、地域の良好な景観づくりに努め、率先して参加・協力する

まもる・もどす

市町村の役割

- 地域の特性や現状、課題などについて地域住民と共通の認識を醸成する
- 地域の特色に応じたきめ細やかな景観形成の推進のために積極的に景観行政団体となり、協働による景観まちづくりを主体的に実践・推進する

つくる・なおす

県の役割

- 県民の意識、関心を高め、県土全体の景観形成の方向性を提示し誘導する
- 市町村の景観施策を積極的に支援するとともに国とも連携を図りながら専門的な支援・助言を行う
- 本県全体の景観施策の総合的な展開を図る

そだてる



いかす



住んでよし、訪れてよし
“美ら島沖縄”

計画策定の経緯

- 沖縄県では、「地域の特性を生かした優れた景観を守り育て、又はつくり、もって快適で魅力あるふるさと沖縄の創生に寄与する」ことを目的として、平成6年10月に『**沖縄県景観形成条例**』を制定し、景観形成の取り組みを推進してきました。
- 平成16年に「**景観法**」が制定され、各自治体（市町村）が主体的に地域らしさをいかした景観施策へ取り組むことが可能となったことなどの動向を踏まえ、沖縄県では、広域景観形成や市町村支援を盛り込んだ総合的な計画（**沖縄県景観形成基本計画**）を策定することとし、平成21年12月に沖縄県景観形成条例の一部を改正し、その位置付けを行いました。

“美ら島沖縄”風景づくりの基本構想（沖縄県景観形成基本方針）

1. 風景づくりの基本理念

2. 風景づくりの基本目標

3. 風景づくりの基本的方向

「基本構想」は「**沖縄県景観形成基本方針**」に定められています。この「基本構想」を踏まえ、沖縄の特性を「**自然・歴史**」、「**地域の特性**」、「**人と暮らし**」、「**公共空間等**」に類型化し目標および方針を示しました。（詳細は基本計画本編をご覧ください。）

風景づくりの目標

A 自然・歴史（骨格となる自然・歴史の風景づくり）



A-1 森林・緑の稜線	美しい山並みや緑の稜線の風景の保全・回復等を図る。
A-2 自然海岸	亜熱帯地域の美しい自然海岸の風景の保全・回復等を図る。
A-3 眺望景観	自然豊かな山並みや島々をとりまく海などへの眺望の保全等を図る。
A-4 世界遺産周辺・眺望	世界遺産からの眺望や周辺地域の風景の保全・回復等を図る。

B 地域の特性（地域らしさをいかした統一感のある風景づくり）



B-1 伝統集落・まちなみ	伝統集落・まちなみの風景の形成・育成等を図る。
B-2 市街地	緑豊かで統一感のある市街地風景の形成・創出等を図る。
B-3 農村風景	農地・緑地をいかした農村風景の保全・育成等を図る。

C 人と暮らし（季節や生活を感じさせる風景づくり）



C-1 生活景	季節のうつろいや生活を感じさせる風景づくりを図る。
C-2 夜景	地域の魅力を高める夜景の創出・演出を図る。
C-3 伝統・芸能・まつり	歴史・文化が息づく伝統の風景の保全・創出等を図る。

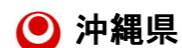
D 公共空間等（沖縄らしさをいかした創造的な風景づくり）



D-1 大規模開発	望ましい県土構造の姿をみずえた風景の創造等を図る。
D-2 道路・河川・海岸	自然景観や歴史的風土に配慮した風景の創造等を図る。
D-3 拠点施設等	沖縄らしさや亜熱帯海洋性の風土を感じさせる風景の創造等を図る。
D-4 屋外広告物	地域に不調和な屋外広告物を再構築し、地域の魅力の向上を図る。

掲載写真提供／
うるま市、竹富町、沖縄市、伊江村、渡名喜村、
財団法人沖縄観光コンベンションビューロー、那覇空港ビルディング株式会社

“美ら島沖縄”風景づくり計画（本編）は下記ホームページよりダウンロードできます。
<http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/cateview.jsp?cateid=213>

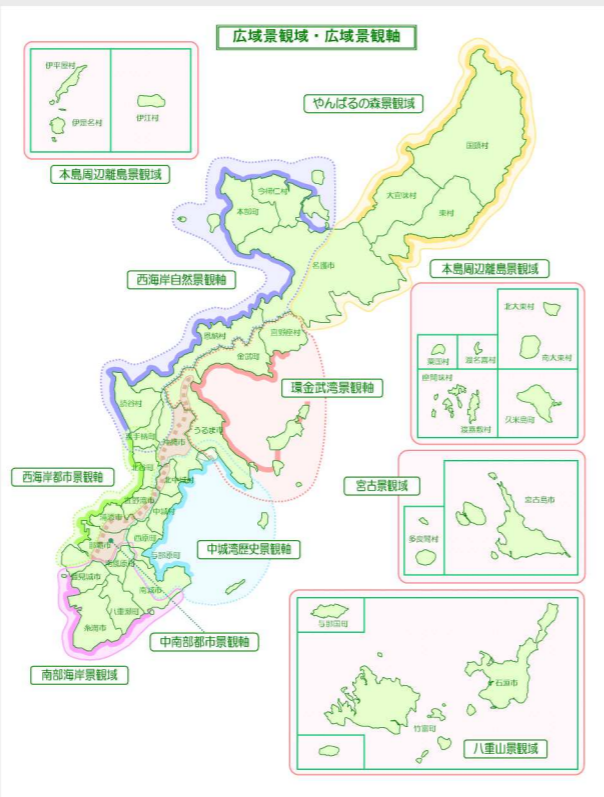


土木建築部 都市計画・モノレール課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
TEL 098-866-2408 FAX 098-866-5938
E-mail aa065005@pref.okinawa.lg.jp

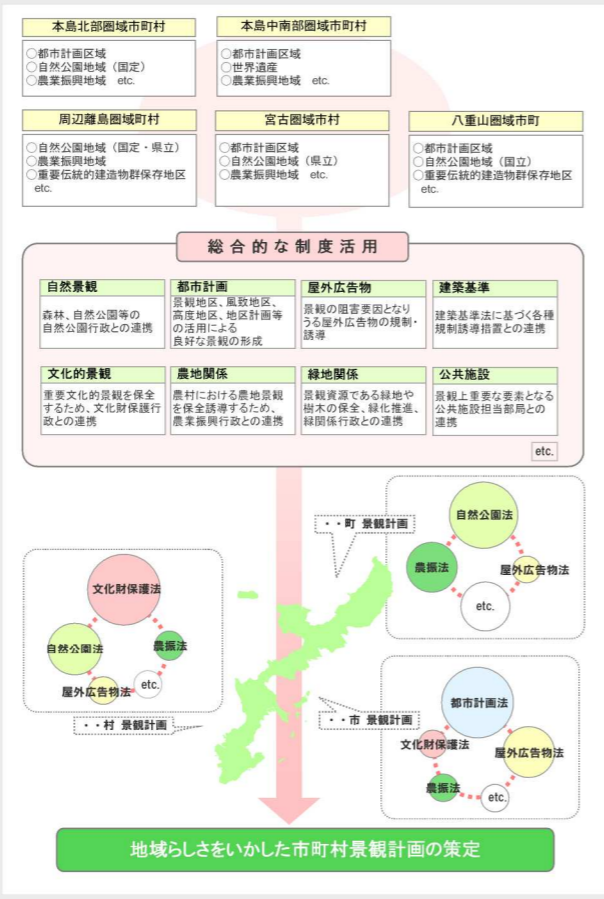
● 沖縄県の景観形成において重要であり、かつ複数の市町村にまたがって景観形成上の調整が必要になると考えられる基本的な区域又は軸を以下10の**広域景観域**及び**広域景観軸**として設定しました。

- ・ やんばるの森景観域
- ・ 西海岸自然景観軸
- ・ 環金武湾景観軸
- ・ 中城村歴史景観軸
- ・ 西海岸都市景観軸
- ・ 中南部都市景観軸
- ・ 南部海岸景観域
- ・ 本島周辺離島景観域
- ・ 宮古景観域
- ・ 八重山景観域



当該域・軸における景観施策の推進にあたっては、必要に応じて関係市町村や関係機関等と連携して取り組みを進め、**広域的な風景づくり**を推進します。

● 沖縄の景観の特性は地域景観資源の多様性にあり地域らしさをいかした**風景づくり**を進めるためには、**景観法に基づく制度や手法の活用**のみならず、都市計画、文化財、自然、農地その他関係法令に基づく規制誘導方策、また、公共事業等における良好な景観形成を**総合的に推進**する必要があります。

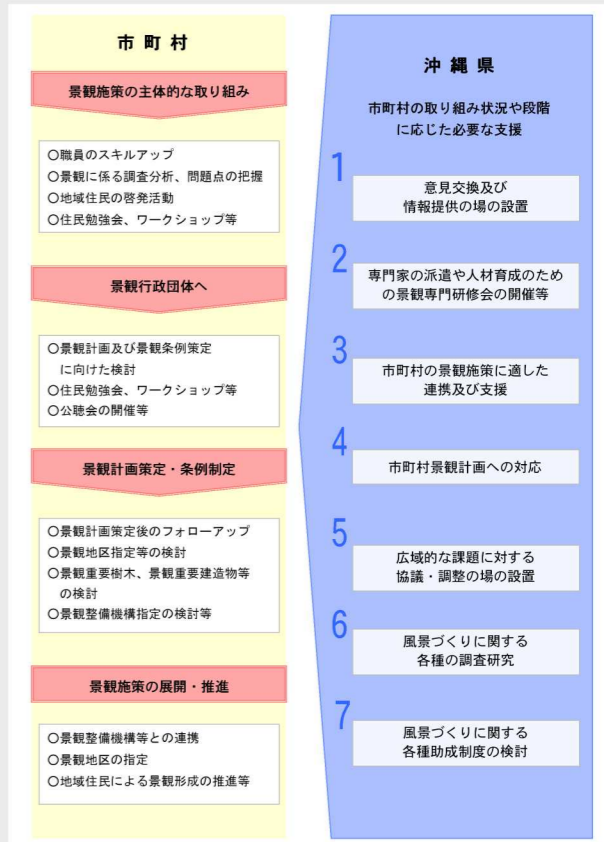


庁内関係部局 相互の**連携強化**を図り、沖縄県の景観施策を推進するとともに、市町村の施策を側面から支援していくものとします。
 公共事業や公共施設の整備にあたっては、良好な景観づくりを先導していく必要があることから、社会資本に対する**景観形成の質を高めるため、「沖縄県公共事業等景観形成指針」**の活用を図ります。

● 良好な景観形成は居住環境の向上等、住民に密着した課題であることから、**市町村が景観施策に主体的に取り組むこと**がのぞまれます。

沖縄県では、市町村が景観法に基づく**景観行政団体**となることを促進し、市町村の主体的な取り組みに必要な支援を行うとともに**広域的な観点からの取り組み**を行います。

景観行政団体とは
 景観行政を担う主体のことです。沖縄県 および 県知事と協議を行い同意を得た**11市町村**が景観行政団体です。(平成23年2月現在)



● 風景づくりを進めていくためには、住民・事業者等、市町村、県、それぞれの主体が自らの役割を認識し、相互に**連携・協働**して取り組んでいくことが必要です。

沖縄県では、景観法に基づく**景観整備機構**の指定や**景観協議会**の設置等、景観施策の立案や実践に関する**全県的な推進体制の構築**を目指しています。

景観整備機構とは
 景観行政団体が指定する良好な景観形成を担う主体(NPO法人や公益法人)です。住民活動の支援や調査研究等の業務を実施します。沖縄県では、(社)沖縄県建築士会・(社)沖縄県造園建設業協会・NPO法人 沖縄の風景を愛さする会の3団体が指定されています。(平成23年2月現在)

景観協議会とは
 良好な景観形成に向けて、行政と住民等が協働で取り組むための組織です。

